

本院では厚生労働大臣の承認を受けた下記の先進医療を実施しています。

平成29年5月1日現在

【先進医療A】

- 1 急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髓微小残存病変（MRD）量の測定 1回につき 87,000 円

（実施科：小児科）

初発時の急性白血病細胞の遺伝子異常をPCRという検査法で検出し、この遺伝子異常を指標として、治療に対する反応性を経過を追って調べて行きます。これによって、通常の検査では検出できないレベルの体内に残っている白血病細胞（微小残存病変）を検出することが可能となります。白血病細胞が多く残っている場合は、治療が効きにくいと判断し、もっと有効な治療法に変更し、少ない場合はこの治療が有効であると判断し、同じ治療を継続することができます。このように治療反応性によって治療法を選択することが可能となり、一人一人に応じた適切な治療を提供することができます。

【先進医療B】

- 1 重症低血糖発作を合併するインスリン依存症糖尿病に対する脳死および心停止ドナーからの膵島移植 1回につき 43,000 円

（実施科：肝胆膵・移植外科）

膵島移植は、血糖不安定性を有するインスリン依存状態糖尿病に対して他人より提供された膵臓から分離した膵島組織を移植することで血糖の安定性を取り戻すことを可能とする医療です。局所麻酔下に膵島組織を門脈内に輸注する方法で移植され、低侵襲かつ高い安全性を有することが特徴です。本治療法においては、血糖安定性を獲得するまでは移植は複数回（原則3回まで）実施でき、免疫抑制法は新たに有効性が確認されているプロトコールが採用されています。